令和6年度広島市中学校ソフトボール選手権大会 要項

- 広島市教育委員会 広島市中学校体育連盟
- 2 主 広島市中学校体育連盟ソフトボール専門委員会
- 3 슾 期 区大会 令和6年4月28日(日)~5月19日(日)

市大会 令和6年6月 |日(土) (8時開門・16時30分終了予定)

6月 (8時開門・14時終了予定)

2日(日) 8日(土) 6月 予備日

市内各中学校(各区で協議して決定) 場 4 会 区大会

広島市西区庚午中四丁目 | 2番48号 ℡(082)27 | -000 | 市大会 広島市立庚午中学校

5 参加資格

- (1) 広島市中学校体育連盟に加盟する中学校の生徒で、学校長が参加を認めた者。
- (2)年齢は、平成21年4月2日以降に生まれた者に限る。
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の4月30日までに広島市中学校体 育連盟に申し出ること。
- (4) 参加資格の特例
 - ◎学校教育法第 | 3 4条の各種学校在籍生徒 学校教育法第 | 3 4条の各種学校(| 条校以外)に在籍し、広島市中学校体育連盟の 予選会に参加を認められた生徒であること。 ②地域クラブ活動に所属する中学生
 - - ①地域クラブ活動に所属し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - 1) 広島市中学校選手権大会の参加を認める条件

広島市中学校体育連盟の永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

- 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している イ 生徒であること)
- 広島市下の中学校及び学校教育法第 | 34条(|条校以外)に在籍している生徒で あること。
- 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者
- の指導のもとに、適切に行われていること。 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 (令和4年 | 2月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活 オ
- 動」を遵守していること。 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。 かつ同じ内容で広島県中学校体育連盟に認定されていること。
- 各郡市または各地区における予選となる全ての大会において、競技役員や審判など キ 運営上必要な事項に協力すること。 地域クラブ活動で広島市中学校選手権大会につながる大会に参加する場合、在籍中
- 学校での大会参加は認めない。その逆も同様とする。 冬季種目(駅伝、スキー、スケート)への出場を希望する者は、夏季種目とは別に登録することができる。
- 地域クラブ活動における5月2日以降の登録選手の追加は原則認めない。ただし、 一家転居を事由とする場合のみ1)クに係わらず選手の追加登録を認める。
- 2) 広島市中学校選手権大会に参加した場合に守るべき条件
 - 出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協 力すること。
 - 広島市中学校選手権大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表 者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加 入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。 広島市中学校選手権大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担

 - をすること。 団体競技における地域クラブ活動名での出場は I チームのみとする(複数のチーム
- 3)参加を認めない場合
 - 広島市中学校選手権大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合 は参加を認めない。
 - 在籍生徒が県をまたぐことを原則認めない。
 - ※ ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別に認める。
 - ・生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。

 - ・中国ブロック内の隣接する県である場合。 ・県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的 り、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。 『地理的条件などによ
- 4) 専門委員会参加規程細則

中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、令和6年度全国中学校体 育大会地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則」(令和6年3月6日公益財 団法人日本中学校体育連盟発出)の条件を満たしていること。

(5) 引率・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員※・地域クラブ活動指導者とし、選手 の行動について責任を負うものとする。コーチは学校長が認めた者、各校・各チームⅠ

名。ただし、外部コーチは、成人の者で、他校(一貫校および同一敷地内の系列校を除く小・中・高)の校長および教員・部活動指導員には資格がない。※部活動指導員とは 学校教育法施行規則第78条の2に示されている者とする。

- (6) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・外部コーチ・トレーナー等は部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分(戒告・減給・停職・免職)を受けていないものであること、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。校長はこの点を確認して大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長 から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (7) 大会参加チームの特例
 - ① 複数校合同チームを編成して大会参加する場合は、事前に広島市中学校体育連盟会長に申請し参加を認められていること。 ② 合同チームとは、学校の部活動として日常的に活動している複数(校数制限なし)
 - の中学校でつくる一つのチームで、広島市中学校体育連盟の大会参加チーム特例編成規程を遵守すること。
 - 当該校の校長より申請され、広島市中学校体育連盟会長が参加を認めた地域のスポ ーツ指導者には監督の資格を認める。
- (8) 広島市中学校体育連盟拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参
- 参加制限
- 競技規定

加することができる。 引率責任者 |・監督 |・(コーチ |)・選手 | 8名(スコアラーを含む)以内とする。 2024年度(公財)日本ソフトボール協会競技規則による。 服装等について 選手、監督、コーチは、同一服装で出場し、背番号を必ず付ける。 ヘルメット・スロートガードは、危険防止のため必ず着用する。 コーチャーもヘルメットを着用する。

- 8 競技方法
- (I)区大会 各区でリーグ戦(変則トーナメント) 5回戦とし、3回以降I5点差・4回I0点差以上をコールドゲームとする。
- (2) 市大会 決勝トーナメント 7回戦とし、3回以降15点差・4回10点差・5回以降7点差以上をコールドゲームとする。 1・2回戦は、90分の時間制(時間経過後は新しいイニングに入らない)とする。 7回終了時及び1・2回戦において規定時間経過時点で同点の場合はタイブレークを適 用する。

*前年度市新人大会のベスト4がある区を、市大会でシードする。

- 試合球 ケンコーボール・内外ボールの3号検定球とする。ただし、選手の選択権は認めない。
- 10 表 彰 区大会・市大会とも3位まで表彰し、1位には個人の賞状を授与する。
- Π 大会負担金 登録選手(スコアラーも含む)I人につきIOO円とし、監督会議で徴収する。 大会負担金納入書(参加申込書のコピーを裏面貼付)を持参すること。
- 12 申込規程 参加申込書、大会負担金、大会負担金納入書(裏面に参加申込書のコピーを貼付)を監督会議 に持参する。
- 令和6年4月25日(木) I5:30~ 13 監督会議 (1)期 日 広島市立翠町中学校

広島市南区翠四丁目 | 5番 | 号 TEL (082) 251-7448

(2) 市大会出場校監督会議

令和6年5月22日(水) I5:30~

広島市立翠町中学校

広島市南区翠四丁目 | 5番 | 号 TEL (082) 251-7448

- 14 その他
- ・広島県中学校ソフトボール選手権大会の予選を兼ねる。・個人情報のうち、大会運営上必要である選手名、学年、所属、(競技の特性上必要なもの)について公開します。また、報道機関に記録の提供を求められた際には記録の提供をします。参加校にあっては、その旨を承諾のうえ参加申し込みを行うこと。・感染症の防止対策については、監督会議にて周知する。